

平成30年11月開催

クレーン運転業務の特別教育

主催 一般社団法人燕西蒲労災防止協会

クレーン等安全規則第21条第1項の規定では、「事業者は、つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別教育を行わなければならない。」としています。

つきましては、床上で運転し、かつ荷とともに移動する方式のクレーン（5トン未満）の運転業務の特別教育を下記により実施いたしますので、受講下さいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 平成30年11月7日(水) 午前8時55分～16時30分
8日(木) 午前9時～17時
2. 場 所 産業安全衛生会館（燕市） 2階ホール及び1階実技研修室
3. 定 員 30名（定員になり次第、締切りとさせていただきます。）
4. 受 講 料 ￥9,500（テキスト代・消費税含む）
5. 申 込 方 法
 - ①申込み状況を電話で確認の上、仮申込み（会社名・受講人数等）をして下さい。
 - ②受講料は直接持参又は下記にお振込み下さい。振込みの場合は、受講日の2週間前までに必ず振り込んでください。（振込手数料はご負担下さい。）
第四銀行燕支店（当座）No. 100385 （一社）燕西蒲労災防止協会
 - ③本申込みは、2週間前までにFAX又は郵送にてお申込み下さい。また、受講料振込書の写しも併せて送付願います。
 - ④受講日の約2週間前になりましたら受講票を送付します。
6. そ の 他
 - ①携行品は筆記用具・受講票（テキストは当日お渡しします。）
 - ②2日目の実技は、作業衣、安全靴とし、軍手をご持参下さい。
※ヘルメットは当協会が用意（マイヘルメット希望の場合は、ご持参下さい。）
 - ③昼食を希望された方は、講習当日昼食代を持参下さい。
 - ④全課程を修了した方には、修了証を交付します。
7. 申 込 先 一般社団法人燕西蒲労災防止協会
〒959-1289 燕市東太田6857
TEL 0256-63-5515 FAX 0256-63-5208

8. 日 程 表

第1日

8:55～12:00	クレーンに関する知識	種類及び型式、主要構造部分、作業装置、安全装置、ブレーキ機能、取扱方法
13:00～16:00	電動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識、電動機、開閉器、コントローラ等電気を通ずる機械器具、電路の点検及び補修、感電による危険性
16:00～16:30	「ホイスト式クレーンの安全操作」ビデオ	

第2日

9:00～10:00	関係法令		労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則中の関係条項
10:00～12:00	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識		力(合成、分解、つり合い及びモーメント)重心、荷重、ワイヤーロープ、フック及びつり具の強さワイヤーロープの掛け方と荷重との関係
13:00～17:00	実 技	クレーンの運転	重量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、荷の卸し
		クレーンの運転のための合図	合図の方法

クレーン運転業務の特別教育受講申込書 (11/7～8 開講)

☎ FAX 0256-63-5208

所在地	〒□□□-□□□□		電話番号		FAX 番号	
事業場名						
受講者氏名	生年月日(年号に○印付ける)		昼食¥600の予約の有無(いずれかに○をつけてください)			
	昭和・平成	年 月 日	第1日	する・しない	第2日	する・しない
	昭和・平成	年 月 日	第1日	する・しない	第2日	する・しない
	昭和・平成	年 月 日	第1日	する・しない	第2日	する・しない

↑
昼食を予約された方の代金は、講習会当日受付にて徴収させていただきます。

上記のとおり受講を申込みます。 平成30年 月 日

申込担当者 所属課

氏 名 印

一般社団法人燕西蒲労災防止協会 御中

※この個人情報は当講習の実施及び修了証の管理以外には使用致しません。